

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

平成15年12月

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

処理の結果の区分

修文するもの	意見を踏まえて本計画を修文するものです。
趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に本計画に記述されているか、又は意見の趣旨に沿って、今後、地域管理経営計画に記述したり、施策を推進することとしていること等から、特に修文しなかったものです。
趣旨の一部を取り入れているもの	意見をそのまま本計画に記述することは困難ですが、意見の趣旨の一部が、本計画に記述されたり、今後、地域管理経営計画に反映されると見込まれるもの等です。
今後の検討課題等	意見の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題とさせていただくもの等です。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>はじめに(7項目)</p> <p>1 国有林野事業は、自らの現場を持って国土保全を担っているという気概と自信を持って取り組んでいただきたい。</p> <p>2 管理経営の方針について、林産物の供給と公益的機能の維持増進を同じレベルで重視すべきである。</p> <p>3 過去の管理経営の問題点を整理すべきである。</p> <p>4 過去5年間の実績や、その評価等を踏まえたものとするべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「はじめに」において、これまで築いた基礎の上に立って、森林に対する国民の要請が公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していく旨を明記しています。</p> <p>国有林野事業においては平成10年度からの抜本的改革に際して、「管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し」たところですが、林産物の供給については、「1 国有林野の管理経営に関する基本方針」において、国有林野事業の管理経営の主要な目標のひとつとして位置づけているところです。</p> <p>現行計画では、「はじめに」において、国有林野事業が厳しい経営状況に陥った背景等について示したところですが、改革を開始して5年間の経過した時点で策定する本計画では、これまでの5年間の取組について「管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきた」との認識を示し、こうした基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進することとしているところです。</p> <p>なお、計画に基づく具体的な取組については、毎年度「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」により公表しています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>5 平成10年度からの抜本的改革の取組に係る記述について、民間委託を推進するためには、その前提として、まず組織機構の再編整備や職員数の適正化を図るものであることから、その順序で記述すべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>国有林野事業の抜本的改革に当たっては、行財政改革の方向等を踏まえ、国の業務は必要最小限のものに限定し可能な限り民間に委ねるとの考え方の下に、「国有林野事業の改革のための特別措置法」に基づいて民間委託の推進に取り組むこととし、こうしたことを前提に、組織機構の再編整備や職員数の適正化を進めているものです。</p> <p>現行計画では、「5(1) 管理経営の事業実施体制」において、このような考え方を踏まえて「ア 効率的な事業の実施」、「イ 簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営」、「ウ 必要かつ最小限の職員数による管理経営」の順序で項目立てしているところであり、現行計画に基づく平成10年度からの改革の取組に係る記述についても、この順序に沿ったものとしたところです。</p>
<p>6 開かれた「国民の森林」とは、具体的にどのような森林を意味するのか。また、これを実現するためには、現状の分析とともに10年、20年のロングスケジュールが必要ではないか。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>開かれた「国民の森林」とは、「1(3)ア 双方向の情報受発信」において示しているように、国有林野は国民共通の財産であるとの認識に立って、「国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営」を推進するとの考え方を象徴的に表しているものです。</p> <p>本計画は、このような開かれた「国民の森林」の実現に向けて作成される国有林野の管理経営に関する10年間の計画です。</p>
<p>7 関係地方自治体等との連携について国有林野事業としても推進してきたところであり、「はじめに」において「関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ」と記述すべきである。</p>	<p>修文するもの</p>	<p>本計画を「関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。」と修文します。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針（69項目）</p> <p>(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進（25項目）</p> <p>8 各機能類型の役割や区域等の情報について国民へ明らかにすべきである。</p> <p>9 どの森林が「森林と人との共生林」であるかについては、公表されているとは思いますが、国民の認知度を高めるべきである。</p> <p>10 「森林と人との共生林」については、「文化的森林」と「保健休養林」に分けるべきである。</p> <p>11 一般的な意味での「流域」は「森林計画区」とは同一ではないので、「流域（森林計画区）」については「森林計画区（流域）」に改めるべきである。</p> <p>12 適切な施業とは、機能類型区分ごとに自然的特性を勘案して行われるものであるから、「自然的特性等」の「等」は削除するか、具体的内容を列記すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>個々の国有林野の具体的な機能類型区分については、広く地域住民の意見等を聴いた上で流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において定めていますが、「(3)ア 双方向の情報受発信」に示したように、今後、さらに国民の理解が得られるよう広報の充実等に努めていく考えです。</p> <p>本計画は森林・林業基本計画等と調和を保ちつつ策定しているところであり、国有林野の「森林と人との共生林」については、森林・林業基本計画に示された「森林の区分ごとの望ましい森林の姿」等を踏まえ、貴重な自然環境の保全を重視する「自然維持タイプ」と、国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視する「森林空間利用タイプ」とに分けて適切に管理経営しているところです。</p> <p>なお、「森林と人との共生林」の中には、街並みや史跡と一体となって歴史的風致を構成する森林や、森林浴や野外スポーツに適した森林も含まれているところです。</p> <p>森林計画区は厳密には地理的な流域とは異なっていますが、国有林野事業においては、自然的特性等を勘案しつつ公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めていること等から、なじみやすく理解されやすい言葉として「流域」を用いているところです。</p> <p>適切な施業の推進に当たって勘案すべき要因としては、自然的特性以外にも、地域からの要請、個々の国有林野の位置や状況等が考えられるところですが、自然的特性のウェイトが大きいことから、「等」と簡潔に記述したものです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
13 「水土保全林」については人工林から自然林へ移行させ、「森林と人との共生林」については利用を極力避けることとし、「資源の循環利用林」については需要を予測した計画的な施業を行うこととされたい。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、適切な施業を推進する」こととしており、機能類型区分ごとの管理経営の考え方（表）を示しているところですが、個々の国有林野の具体的な取扱い等については、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において定めているところです。
14 「水土保全林」については、指定するだけでなく、それにふさわしい施業を行うべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画の機能類型区分ごとの管理経営の考え方（表）に示しているとおり、「樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される育成複層林施業、長伐期施業等」の「水土保全林」にふさわしい施業を推進することとしています。
15 表の中の「資源の循環利用林」の「管理経営の考え方」については、「森林の健全性を確保し、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐の推進」を「循環型社会の構築に資するため、持続可能な林産物の生産・供給を図り、森林の健全性を確保する等の適切な人工林の管理経営の推進」と記述すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は森林・林業基本計画等と調和を保ちつつ策定しているところであり、国有林野の「資源の循環利用林」については、森林・林業基本計画に示された「森林の区分ごとの望ましい森林の姿」等を踏まえ、管理経営の考え方（表）を記述したところです。 なお、循環型の経済社会の構築に向けた取組については「(4)地球温暖化防止対策の推進」において、持続的な林産物の供給については「3(1)林産物の供給」において、それぞれ考え方等を示しています。
16 優れた森林環境であったところを、国有林野事業自らが改変してしまったところが全国に拡がっており、これらの森林をあるべき状態に戻していくことを今後の責務とすべきである。	修文するもの	本計画では、「公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮」し、「針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業」を行うなど「生物多様性の保全」等の「観点を重視した管理経営」を推進することとしているほか、「(3)ウ 森林の整備・保全等への国民参加」においてボランティア等との連携による自然再生への取組を示しているところですが、ご意見を踏まえて、「併せて、自然再生、生物多様性の保全、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進するものとする。」と修文します。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
17 長伐期施業は、通常100年程度とし、200年での主伐も検討すべきである。	趣旨を取り入れているもの	長伐期施業においては、通常80年程度以上の伐期齢を定めていますが、一部には200年以上の伐期齢を定めている場合もあるところです。 なお、個々の国有林野の伐期齢については、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において具体的に定めているところです。
18 人工林の一斉林については、複層林施業はもちろん、広葉樹などを残して混交林化を進めるべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、公益林を中心に「林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備」や「針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業」を進めることとしています。
19 間伐等が適切に行われず荒廃してしまった人工林については、多面的機能の確保の観点から、自然林に戻すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮する」として、必要に応じて「針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業」等も行うこととしており、個々の国有林野の具体的な取扱い等については、これに基づき、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において定めることとしています。
20 人工林から自然林（広葉樹）へ転換させる施策を、それぞれの森林別に具体化させるべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮する」としており、土場跡地等における森林の復元も重要であると考えていますが、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるという本計画の性格上、ここでは長伐期施業、複層林施業等の主要な施業体系について列記しているところです。
21 公益的機能の向上に配慮するとした森林の取扱いについて、具体的に「施業時の土場やブル道を最小限に抑えるとともに、土場跡やブル道の森林への復元を図っていく」と追記すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、適切な施業を推進する」こととしており、個々の国有林野の具体的な取扱い等については、これに基づき、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において定めることとしています。
22 地域の特性を活かした施業方法を進めるべきである。	趣旨を取り入れているもの	
23 適地適木も考えた、各地の国有林野の計画を提示すべきである。	趣旨を取り入れているもの	

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>24 森と林の定義を明確にし、その機能を具体的に数値化した上で、施業計画を洗い直すべきである。</p> <p>25 自然林に対して具体的な方針・方策を示すべきである。</p> <p>26 ブナ帯は人工林が多く、また台風の影響を受ける恐れがあるので択伐等により風雨に強い森林に再生すべきである。</p>	趣旨の一部を取り入れているもの	<p>個々の国有林野について、その面積、樹種、林齢等の具体的な状況や、それぞれの流域ごとの気象、土壌、地形等の自然的特性等を踏まえた具体的な施業方法等については、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において示しているところです。</p> <p>なお、国有林野施業実施計画等については、広く国民の意見を聴いて策定しています。</p>
<p>27 富士山の国有林野について、東京分局が計画している「2000年の森」施業を早期に実施していただきたい。</p>	今後の検討課題等	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的事項を定めるものであり、構造改革特区の指定等について記述することにはならないところです。</p>
<p>28 自然林再生活動に当たっては、既存の法律等ではそぐわない面もあることから「富士山森づくり特区」を指定していただきたい。</p>	趣旨を取り入れているもの	<p>本計画では、林道等の路網については、「森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する」とこととしているとともに、効率性の観点からも施業方法に応じた必要最小限のものとしています。</p>
<p>29 水源かん養機能や二酸化炭素固定の観点から森林の維持が必要であり、林道網は最小限の設置とすべきである。</p>	今後の検討課題等	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、地方自治体における行政機構や事務分掌について記述することにはならないところです。</p>
<p>30 治山事業は、鳥取県において県土整備部に移管されたが、農林水産部において実行されるべきである。</p>	趣旨を取り入れているもの	<p>本計画において「公益林の保全管理等に必要な経費の一般会計からの繰入を行うこととし、一般会計繰入を前提とした特別会計制度の下で、国有林野の適切な管理経営を行うこととする」としているとおおり、国立公園内の保安林も含め、国有林野の整備や公益林の保全管理に必要な経費については一般会計からの繰入がなされているところです。</p>
<p>31 国有林野の適切な整備や保全を行うため、一般会計繰入れによる必要な財政措置をすべきである。</p> <p>32 国立公園の大半を占める国有林野の保安林は、一般会計からの繰入れによって整備すべきである。</p>		

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営 (12項目)</p> <p>33 (2)の表題「森林の流域管理システムの下での管理経営」を「持続的な森林の管理経営の推進と森林の流域管理システムの推進」と改めるとともに、その冒頭に「国土を広域に覆う国有林においては、地域社会のニーズに対応した持続的な林産物の生産・供給が求められている。そこで、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育、間伐等を計画的かつ効率的に実施する。」と追加すべきである。</p> <p>34 「民有林と同一の流域を単位として国有林の管理経営に関する計画を立てる」とは、地域管理経営計画を策定することであるから、そのように記述すべきである。</p> <p>35 流域管理システムにおいては、河川と一体となった森林整備を進めるべきである。</p> <p>36 流域森林・林業活性化協議会の運営に、森林管理署等の職員も積極的に参加すべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、循環型の経済社会の構築や地域振興への貢献等の観点からの木材の計画的、安定的な供給も含め、国民の多様な要請に適切に対処していくためには、流域を単位として民有林と国有林が連携して取組を進めていくことが必要であるとの考え方に立って、表題を「森林の流域管理システムの下での管理経営」としているところです。</p> <p>なお、本計画の「3(1) 林産物の供給」において「森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところであり、特に「資源の循環利用林」については、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努めることとする」との考え方を示すとともに、「(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」において「機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域(森林計画区)ごとの自然的特性等を勘案しつつ、適切な施業を推進する」としているところです。</p> <p>流域を単位とする計画としては、地域管理経営計画以外に国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画があることから、これらを一括して記述したものです。</p> <p>本計画では、地方自治体等との連携について記述するとともに、「はじめに」において関係省庁との連携について記述しており、河川管理者である自治体や河川行政を管轄する省庁とも連携しつつ、国有林野の適切な管理経営を推進していく考えです。</p> <p>また、本計画の「(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」において、流域ごとの河川の状況も含めた「自然的特性等を勘案しつつ、適切な施業を推進する」こととしています。</p> <p>流域森林・林業活性化協議会には森林管理署長や流域管理調整官が構成員として参画しており、本計画に基づき、活性化協議会等の場を通じて「各流域の特性に応じて先導的・積極的に取り組む」こととしています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
37 流域管理システムの趣旨に沿った取組が推進されるよう、国有林野事業が主導性を発揮すべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラムの実施等により、各流域の特性に応じて先導的・積極的に取り組む」んでいくこととしています。
38 国有林野事業と自治体や地域住民との連絡・連携、本計画の推進体制の強化を図るため、森林管理署等に地域対策専門担当者の配置をしていただきたい。	趣旨を取り入れているもの	対外的な折衝については森林管理署長等の職務ですが、流域管理システムに基づく地方自治体との連携等を図る観点から、各森林管理署に流域管理調整官を配置しています。
39 国有林野施業実施計画の各年度ごとの詳細については、毎年度、決定後に地方自治体に明らかにされているが、今後は、事前に地方自治体と調整を図った上で毎年度の計画の決定を進めるべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	毎年度の具体的な事業の計画については、そのときどきの総合的な状況を勘案しつつ決定することが必要であり、地方自治体と調整を行った上で決定することは事務手続き上困難ですが、個々の国有林野の具体的な取扱い等を定める国有林野施業実施計画の策定時において広く地域住民や地方自治体の意見を聴くこととしていることから、その過程において十分な情報交換を行い「地域の森林整備についての課題やニーズを把握し、これを事業運営に反映させるよう努める」こととしています。
40 流域森林・林業活性化協議会等においては、森林・環境・河川に理解があり地域のリーダーシップを取れる民間人がリーダーとなるべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、流域森林・林業活性化協議会の構成や、流域管理システムの運営方法等について具体的に記述することにはならないところですが、国有林野事業として「流域管理システムの推進に向けて、流域管理推進アクションプログラムの実施等により、各流域の特性に応じて先導的・積極的に取り組む」としているとおおり、それぞれの流域の実態を踏まえた適切な対応を進めていく考えです。
41 流域管理システムについては、その推進のため、Plan、Do、Check、Actionのサイクルによって実行すべきである。		
42 国有林野事業が地元の森林組合等と交流しつつ、地域材の銘柄化に積極的に取り組むべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「地域材の銘柄化や効率的な森林整備等に向け、民有林と一体となった計画的な木材の供給に努める」こととしています。 なお、「3(1) 林産物の供給」においても、「流域管理システムの推進の観点から、民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成や国産材のPRの展開等により国産材市場の活性化等に寄与すること」としています。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>43 「民有林」、「国有林」は、一般的には単なる森林を意味するものであることから、これらが主語のように見える「民有林・国有林一体となった」等の表現は不適切である。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れて いるもの</p>	<p>本計画では、森林としての民有林と国有林が共通の方向性をもって管理経営されるよう、民有林関係者と国有林野事業とが緊密に連携していくとの考え方を端的に表すものとして、誤解が生じないよう配慮しつつ、こうした表現を用いているところです。</p>
<p>44 流域管理システムについては周知が不十分であり、より広く国民と一体となって、民有林も国有林も取り組むべきである。</p>	<p>趣旨を取り入 れているもの</p>	<p>本計画では、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、流域の状況を踏まえつつ民有林関係者等と協力して流域管理システムの周知に取り組むこととしています。 また、「(3)ア 双方向の情報受発信」において「広報の充実等、国民の理解を促進するための取組を進めることとする」としているように、流域管理システムを含む国有林野事業の取組についても、より広く理解が得られるよう努めていく考えです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>(3) 国民の森林としての管理経営 (24項目)</p> <p>45 国民参加の森林づくりは評価できるが、本来は、国民生活の基盤である国土保全のための森林づくりは国が責任をもって行うべきである。</p> <p>46 植樹祭等の行事がどれだけの国民の自覚と参加を実現しているか心許ない。全都道府県が一斉に植樹・育樹祭を展開してマスメディアを通じて広報すべきである。</p> <p>47 国有林野事業は、国民の体験学習やボランティア活動等において、インストラクターやインタープリターとして国民をリードすべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画の「1 国有林野の管理経営に関する基本方針」に「国有林野事業は、森林・林業、国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待の下に、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図る」こと等を目標として管理経営する旨を示しているとおり、国が責任をもって国有林野の管理経営を行うことが基本であり、国民参加の森林づくりについては、こうした基本的な枠組の下で取り組んでいるところです。</p> <p>森林の整備・保全等について国民の理解を得ることは極めて重要と考えていますが、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、全国各地で地方自治体や民間団体等が中心となって広く実施されている植樹祭のあり方等について記述することにはならないところですが、国有林野事業においても森林管理局、森林管理署等が中心となって地方自治体等と連携しつつ、毎年度、植樹祭や育樹祭を全国300箇所程度で実施しているところです。</p> <p>本計画では、「イ 森林環境教育の推進」において「森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努める」旨を記述するとともに、「ウ 森林整備・保全等への国民参加」において「森林管理署等は、これらの取組を通じて、森林の整備・保全等への国民参加を支援する拠点としての機能を発揮するよう努める」旨を記述しているところであり、こうした活動に今後とも積極的に取り組むこととしています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
48 NPOや企業を森林に向けさせる方策や、学校教育の中に森林環境教育を取り入れさせることを明示すべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ウ 森林の整備・保全等への国民参加」において「企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定」、「NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導」等のNPOや企業等による森林づくりの推進について示すとともに、「イ 森林環境教育の推進」において「学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図る」旨を示しているところです。
49 前年度の事業結果等について、民間委託の結果も含めて、公表すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「ア 双方向の情報受発信」において「開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示」を行うこととしており、具体的には「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」により毎年度公表しています。また、各森林管理局における事業の実施状況等についても同様に公表するよう努めているところです。
50 個々の林班別の収支状況も公表すべきである。	今後の検討課題等	「林班」は、国有林野の番地に当たるものとして、尾根、沢等の地形等に基づき森林を区画したものであり、平均すれば100～150haの小面積でもあることから、林班別に収支状況を取りまとめるべきものとは考えておりません。
51 流域ごとの計画において、箇所ごとの伐採計画を示しているが、伐採の結果についても箇所ごとに公表すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	過去の伐採箇所等については、具体の要請を受けて公表しているところですが、「ア 双方向の情報受発信」において、「広報の充実等、国民の理解を促進するための取組を進める」こととしており、今後、より適切な公表の手法や内容等について検討していく考えです。
52 国有林野の現状を把握し、動植物や周辺などの調査も行い、必要な対応策について地域住民等とともにランドデザインを作成するという、モデルプランの図式を加えるべきである。	趣旨を取り入れているもの	流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等においては、広く地域住民の意見等を聴いた上で、個々の国有林野の状況等に応じた具体的な取扱い等について定めることとしています。 なお、一定の地域の国有林野について、地方自治体やNPOも参画して管理経営の方向に関する構想づくりに取り組んでいる実験的事例もありますが、今後、こうした経験も踏まえつつ、どのような取組があり得るのか、さらに検討していく考えです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
53 本計画の理解の促進のために、根幹となるポイントをまとめた総合的な構想図を作成すべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ア 双方向の情報受発信」において、「広報の充実等、国民の理解を促進するための取組を進める」としており、今後、ご意見のような資料づくりにも取り組んでいきたいと考えています。
54 開かれた「国民の森林」として、より一層、地域住民が国有林野の管理経営に参加できるようにすべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ア 双方向の情報受発信」において「地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴く」としているとともに、「イ 森林環境教育の推進」や「ウ 森林の整備・保全等への国民参加」においては、教育や森林づくりの側面からの参加について記述しているところです。
55 開かれた「国民の森林」として、情報の受発信を積極的に行うべきである	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ア 双方向の情報受発信」において「国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め」る旨を記述しており、情報の受発信について積極的に取り組むこととしています。
56 森林管理署等が、農山村・都市住民・漁村民・森林ボランティアを交えた意見交換会を開催するなど、幅広い関係者間の対話や、地域住民とボランティアとの連携の機会を積極的に設けるべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ウ 森林の整備・保全等への国民参加」において、森林管理署等が「森林の整備・保全等への国民参加を支援する拠点としての機能を発揮するよう努める」旨を記述しており、このような関係者間での対話や連携の機会の提供にも努めていきたいと考えています。
57 国有林野の状況や経営について国民の理解を得るには、マスメディアの利用や、地域の観光協会等と連携したツーリズム型の取組も含め、様々な情報の発信に取り組むべきである。	趣旨を取り入れているもの	これまでも広報誌、パンフレット等を作成し配布したり、ボランティア活動に参加する市民を公募するなどの取組を進めてきたところですが、今後は「ア 双方向の情報受発信」において「広報の充実等、国民の理解を促進するための取組を進める」としているとおおり、さらに積極的に取り組むこととしています。
58 「遊々の森」での体験は、子ども達の感性を磨く貴重な機会となり得るところであり、地元住民も交えて地域の歴史を学ぶなど、ふるさと教育の場としても活用すべきである。	趣旨を取り入れているもの	「遊々の森」については、フィールドの設定と併せて、各地域における活動プログラムの紹介等を行うことにより、ご意見のような取組も含め多様な取組ができるよう工夫していく考えです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由	
<p>59 環境教育は重要であり、児童の頃からの常識・知識となるべきものであるが、現場での実践による体験を重視した教育とすべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「イ 森林環境教育の推進」において「学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の設定・活用、森林管理局、森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動」等を推進することとしています。</p>	
<p>60 NPOや地域の公民館等が実施・責任主体として、森林の有する環境教育的機能を活用したフィールドづくりを推進すべきである。また、これについて、指導者の育成等を共催で進める必要がある。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「イ 森林環境教育の推進」において「学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ること」とし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定を進めているほか、「教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める」こととしています。</p>	
<p>61 森林インストラクターの養成等の国民を対象とした人材育成事業について、国自らが行うべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「イ 森林環境教育の推進」において「教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める」旨を記述するとともに、「ウ 森林の整備・保全等への国民参加」において「森林管理署等は、これらの取組を通じて、森林の整備・保全等への国民参加を支援する拠点としての機能を発揮するよう努める」旨を記述するなど、一般市民への普及啓発活動や技術指導等に積極的に努めていくこととしています。</p>	
<p>62 ボランティアリーダーの育成は難しいが、リーダーには勉強しようという意識はあるので、旅費を支給して東京に集めて教育すべきである。</p>			<p>63 ボランティア活動に対する指導を期待する。</p>
<p>64 NPOを登録制として、ボランティアリーダーに活用すべきである。</p>			<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>
<p>65 企業・団体の組織・技術・運営など実態をどのように評価し活動させているのか。国有林野事業としての基本方針があり、それに沿った活動をさせるべきではないか。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>それぞれの企業・団体の現状等については、実際に活動を行う際に把握させていただいているところです。 また、国有林野施業実施計画等に定められた施業等が、活動対象となる国有林野の取扱いの基本的な方針となりますが、細部にわたる具体的な取扱い等については、それぞれのケースごとに相談させていただくこととしています。</p>	

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
66 国民参加の森林づくりに関するNPO等との協定については、一定の評価基準を設け、継続的に責任ある活動ができる体制を最低条件とすべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	それぞれのNPO等が計画策定や森林づくりを行うに当たって、必要に応じて助言や技術指導等を行うことにより、適切な森林づくりへの支援に努めていく考えです。
67 NPOの自主的な森林整備へのフィールド提供について、早期に、規制をより少なくして行うべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ウ 森林の整備・保全等への国民参加」において「NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定」、「森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結」等の多様な取組を示しており、これらの取組については既に実施しているところです。 なお、具体的な国有林野の取扱い等については、それぞれのケースごとにNPO等と相談させていただきますが、森林や国有林野に関する法令の定め等の枠内で取組を進めていただくこととしています。
68 森林ボランティア活動等が大学の単位として認証されるための活動の手引書を策定するなど、大学生等の森林ボランティア活動に対する支援を行うべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的事項を定めるものであり、単位の認証に係る方策等について記述することにはなりません。大学生等が行うボランティア活動に対しても支援を行っていく考えです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
(4) 地球温暖化防止対策の推進 (8項目)		
69 二酸化炭素吸収源としての森林の役割に相応した温暖化対策税を確保し、民間森林所有者と国有林野事業に配分すべきである。	今後の検討課題等	<p>いわゆる温暖化対策税については、現在、環境省において検討されているところですが、林野庁においても「地球温暖化防止吸収源対策の推進のための国民支援に関する研究会」を設置し、温暖化対策税が導入された場合の活用に向けて、吸収源対策の妥当性や意義等について、「中間報告」として整理していただいたところです。</p> <p>しかしながら、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、税財源等のあり方について記述することにはならないところです。</p>
70 地球温暖化防止対策について国民の理解を深めるべきである。	趣旨を取り入れているもの	<p>地球温暖化防止対策についての国民の理解を得るために、国有林野事業としても率先して広報活動等に取り組んでいるところです。</p>
71 今後重要になると見込まれる木質バイオマスの利用について記述すべきである。	修文するもの	<p>本計画を「森林の整備・保全と木材・木質バイオマス、とりわけ国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及」と修文します。</p>
72 木材の利用促進のため、公共事業においても木材を積極的に利用すべきである。	趣旨を取り入れているもの	<p>本計画では、「木材の利用促進を図ることとして、木造の庁舎等の整備を行うとともに、治山事業等における森林土木工事に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用」する旨を記述しており、自ら公共事業等における木材利用拡大の取組を推進していくこととしています。</p>
73 地球温暖化対策については、木材の利用やリサイクルが大切であることを広く知らしめるべきである。	趣旨を取り入れているもの	<p>本計画では、「森林の整備・保全と木材・木質バイオマス、とりわけ国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及、定着にも取り組む」としているとともに、木材利用について「国民に対する積極的な啓発に努める」こととしています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>74 木材利用が推進されるよう、関係省庁の理解を得るべきである。</p> <p>75 「木材の地産地消の促進に向けた国の政策の推進」を明確に盛り込むべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、こうした一般的な木材利用推進施策等について記述することにはならないところですが、国有林野事業として、自ら「木材の利用促進を図ることとして、木造の庁舎等の整備を行うとともに、治山事業等における森林土木工事に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用」する旨を記述しています。</p> <p>また、農林水産省としても「農林水産省木材利用拡大行動計画」を策定するとともに、木材利用の拡大のため関係省庁等への働きかけも行いつつ取り組んでいるところです。</p>
<p>76 風力発電用地としての国有林野の活用に協力すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「国土の保全等に配慮しつつ、風力、小規模水力発電等、自然エネルギーを利用した発電用地としての国有林野の活用の推進にも努める」としているところであり、自然エネルギーを利用した発電施設用地として国有林野を貸付する場合の取扱いを定めるとともに、こうした自然エネルギーの利用について民間企業との共同研究も進めています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項 (23項目)</p>		
<p>(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理 (9項目)</p>		
<p>77 山火事防止のため、国有林野への入林者は禁煙とすべきである。また、森林関係者は禁煙すべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「山火事の防止」も含め森林の保全管理に努めるとともに「入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努める」としているところであり、パトロールの実施、看板の設置等を行うとともに、たばこの吸い殻の適切な処理について入林者に指導するなどの取組を進めているところです。 なお、国有林野事業の職員が、まず自らを厳しく律することは当然と考えています。</p>
<p>78 適切な箇所「マツクイムシ等のような広域な森林被害の防除に関しては、市町村等地域と一体となって適切で効果的な対策を進める必要があり、所要の取り組みを進める」と追記すべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア等との協力・連携を図る」としているところであり、松くい虫対策についても、必要に応じて関係する地方自治体と連携しつつ進めているところです。</p>
<p>79 シカ食害対策としてネットの設置が増加しているようであるが、後になって公害とならないような対策が必要である。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「廃棄物の不法投棄への対応」により「国有財産としての管理を適切に実施する」としているところであり、自ら廃棄物を森林内に放置する結果とならぬよう、適切に対処していく考えです。</p>
<p>80 病虫害、鳥獣被害等については、自然との共存を指向し、最小限の駆除、薬剤の使用、施設の設置等にとどめるべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とすることとしており、薬剤の使用等については必要最小限にとどめるようにしています。</p>
<p>81 産業廃棄物の不法投棄や盗採、自然災害等に対処するため、国有林野の巡視は不可欠であるが、ボランティア制度により人員の拡大を図るべきではないか。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは基本的に国の責務と考えていますが、「森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア等との協力・連携を図る」こととしており、現在、森林管理署等において高山植物の盗採掘の防止や希少野生動植物の保護のための委嘱を行っている事例もあるところです。</p>
<p>82 境界の保全等による国有財産の管理について、民間隣接地主に迷惑をかけることのないよう、名実ともに適切に実施すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する」としており、ご意見のとおり適切に実施するよう努めているところです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
83 入林者が多くなるにつれて、植物の盗採等が多くなっている所以对策を講じるべきである。	趣旨を取り入れているもの	国有林野の適切な保全管理の一環として、盗採防止の観点からの森林巡視や看板の設置、入林者への注意喚起等も行うこととしており、「地域住民、地元自治体、ボランティア等との協力・連携」を図りつつ取り組んでいるところです。
84 不法投棄防止には、国民のモラルを向上させる施策が必要である。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、廃棄物の不法投棄を防止する観点から、入林者の「不法投棄防止意識の啓発等に努める」としており、看板の設置、地方自治体等と連携した美化活動等を通じて国民のモラルの向上にも取り組んでいるところです。
85 入山禁止にしている民有林林道は解放すべきであり、国民が誰でもどこでも入山できるようにすべきである。	今後の検討課題等	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、民有林の取扱い等について記述することにはならないところです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存 (14項目)</p> <p>86 ここでは「森林と人との共生林」について「自然環境の保全を第一とした管理経営を行う」としているが、「1(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」においては「森林生態系の保全、保健文化等の機能を第一とする」としており、表現の統一を図るべきである。</p> <p>87 希少動植物の保護対策を民間業者に委託する場合、その所在の情報に関して守秘義務を課すべきである。</p> <p>88 原生自然環境保全地域については、その周辺の国有林野についても、伐採、開発及び利活用の規制を行うべきである。</p> <p>89 原生自然環境保全地域及び周辺部の国有林野については恒常的に巡視するとともに、これらの森林が自然災害等により被害を受けた場合は、国の責任において復旧すべきである。</p> <p>90 国立公園内は全面的に禁煙とすべきである。</p> <p>91 屋久島の縄文杉など、保護すべき貴重な樹木の周辺については禁煙にすべきである。</p> <p>92 国立公園内では喫煙箇所を定めるべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>「1(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」では「森林と人との共生林」の一般的な取扱いの考え方を示していますが、ここでは「森林と人との共生林」の中でも「自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている」国有林野についての取扱いの考え方を示しているところです。</p> <p>本計画の「5(1) 管理経営の事業実施体制」において「国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し」としているとおり、希少動植物の保護対策は引き続き国が行うべき業務としているところですが、ご意見のとおり、分布等に関する情報等については慎重に取り扱うこととしています。</p> <p>原生自然環境保全地域の周辺の国有林野について、一律にその取扱いのあり方を定めてはいませんが、個々の原生自然環境保全地域やその周辺の国有林野の取扱い等については、広く地域住民や地方自治体、NPOの意見等を聴いた上で、流域ごとに策定する地域管理経営計画等において具体的に定めることとしています。</p> <p>国有林野の保全管理という観点から、必要に応じて巡視等を行うとともに、自然災害等により被害を受けた場合には復旧や被害の拡大防止のための措置を講じているところですが、原生自然環境保全地域等を含む優れた自然環境を有する森林については、特に適切な保全管理に努めているところです。</p> <p>本計画では、「(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理」において「入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努める」としているなど、山火事防止や不法投棄への対応の観点から、パトロールの実施、看板の設置等を行うとともに、たばこの吸い殻の適正な処理について入林者に指導するなど取組を進めているところです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
93 大隅森林計画区について、貴重な照葉樹林を対象として稲尾岳森林生態系保護地域等の保護・保全地域をさらに拡大するとともに、照葉樹二次林の育成、スギ・ヒノキ人工林伐採跡地の照葉樹林化を図るべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、個々の国有林野の具体的な取扱い等については、広く地域住民やNPO等の意見を聴いた上で、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等に定めることとしています。
94 「緑の回廊」は、野生植物の遷移を考えたものとするべきである。	趣旨を取り入れているもの	「緑の回廊」については、全体として多様な樹種構成となるよう、森林の現状の維持や下層植生の発達等を図ることとしているところであり、野生植物の遷移も考慮しつつ、現地の植生を踏まえた適切な管理に取り組むこととしています。
95 「緑の回廊」については、具体的な方策を明らかにすることとされたい。また、構想及び実施に当たっては地元の意見を聴くべきである。	趣旨を取り入れているもの	「緑の回廊」については、NPO等を交えた検討委員会を設置し、構想を固めた上で平成12年度から設定を開始したところです。また、実際の設定に当たっては、地域住民や地方自治体の意見等を聴いた上で、流域ごとに策定する地域管理経営計画等において定めることとしています。
96 国有林野の有する機能、役割として学術研究への寄与をより広い観点からとらえ、学術研究に提供するフィールドを2(2)に示されたように「保護林など」に限定すべきではない。 また、国有林野事業の役割もフィールドや情報の提供にとどまらず、その現場組織を活用し、試験地の管理、簡易な調査等、学術研究の一部を積極的に担うこととするべきである。	修文するもの	国有林野事業は、公益的機能の維持増進を旨とする国有林野の管理経営と一体となった技術開発の推進に努めることとしており、基礎研究を含む学術研究に直接取り組むこととはならないものと考えていますが、ご意見の趣旨を踏まえて、本計画の「2(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存」の「また、このような森林を大学や研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。」との記述を削除するとともに、「6(2) 林業技術の開発普及」の末尾に「なお、保護林など優れた自然環境を有する森林を中心に多様な国有林野を大学や研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めるとともに、国有林野の管理経営を進める中で、これらのフィールドの適切な管理に努めることとする。」との記述を付け加えるよう修文します。
97 国有林野を、研究機関や大学の行う学術研究のフィールドとして積極的に提供すべきである。	修文するもの	修文するもの
98 研究や調査の名目でむやみに動植物を採取することがあり得るので、許可に当たっては十分に注意すべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこと」としており、研究や調査に当たっても、むやみに動植物を採取することのないよう適切な対応を行っていくこととしています。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>99 国有林野内の多様な鳥類や動植物、菌類について調査研究する研究機関を新設すべきである。</p>	<p>今後の検討課題等</p>	<p>森林に関する研究機関としては、既に森林総合研究所や林木育種センターをはじめ、多数の民間研究機関や大学等が存在しており、国有林野内に生息・生育する動植物等の調査も含めて幅広い研究が行われていること等から、現在のところ、研究機関の新設は考えていないところです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p data-bbox="192 296 954 328">3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項（7項目）</p> <p data-bbox="192 357 533 389">(1) 林産物の供給（2項目）</p> <p data-bbox="192 418 1003 481">100 保安林や公益林においても木材生産を行うこととし、循環的な施業を行うことが必要である。</p> <p data-bbox="192 689 1003 753">101 保全と利用の区分を明確にし、自然林の安易な利用は避けるべきである。</p>	<p data-bbox="1003 418 1196 481">趣旨を取り入れているもの</p> <p data-bbox="1003 689 1196 753">趣旨を取り入れているもの</p>	<p data-bbox="1196 418 2022 657">本計画では、「公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めつつ、森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところ」であり、保安林や公益林においても公益的機能の維持増進に配慮しつつ木材生産を行うこととしています。ただし、森林生態系保護地域等の特に優れた自然環境を有する国有林野については基本的に伐採を行わず、森林の維持・保存に努めることとしています。</p> <p data-bbox="1196 689 2022 865">本計画では、「公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めつつ、森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところ」であり、林産物の供給に当たっては公益的機能の発揮に支障をきたすことのないようにしているところで</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
(2) 林産物等の販売 (5項目)		
102 林産物の販売は全て立木販売とすべきであり、無駄の多い素材生産は止めるべきではないか。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「国有林野の林産物の販売については、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売により実施する」こととしていますが、同時に「素材（丸太）販売については、高付加価値を期待できる高品質材等に限定」して行うこととしていくところではあります。
103 スギの供給については、伐採時期を考慮するなどして葉枯らし乾燥を進めるべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	伐採時期等の細部にわたる事項については、それぞれの森林管理署等の業務運営の中で決定していますが、葉枯らし乾燥についても適切に取り組んでいるところです。
104 国有林材の安定的な需要先となる民間製材工場が維持されるような方策を講じるべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、製材工場への直接的な支援策等について記述することにはならないところですが、「木材の生産・加工の担い手の育成整備を図るとともに、需要や販路の拡大を図る観点から、製材品需要者も視野に入れた協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努める」こととしていくところではあります。
105 地元の森林を守るために地元材を利用しようという意識が高まっており、木材市場等において木材の生産地の表示を行うこととすべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、木材の産地表示に係る規制等について記述することにはならないところですが、いわゆる地産地消の観点からの木材市場における産地表示等についての取組については、民有林行政施策の動向を踏まえつつ、適切に対応していく考えです。
106 加工品などのブランド作りを全国レベルのイベントとして行うなど、木材加工の新しい商品づくりや技術向上についての、新たな方向性やモデルを示すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、木材加工技術に係る支援施策等について記述することにはならないところですが、各流域における地域材の銘柄化を含めた取組等については、民有林行政施策の動向を踏まえつつ、適切に対応していく考えです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>4 国有林野の活用に関する基本的な事項（12項目）</p> <p>(1) 国有林野の活用の適切な推進（5項目）</p> <p>107 「市町村の森」については、市町村の職員の林野行政についての理解が低いことから、まず市町村長に説明すべきである。</p> <p>108 土地の売払いに当たっては、事前に、売払い相手方や利用計画等の詳細な情報を示した上で、市町村の意見を聴くべきである。</p> <p>109 自然破壊を誘発するような林野の売払いは行うべきでない。</p> <p>110 民有地となれば観光開発されることから、富士山の国有林野売却は絶対に避けるべきである。</p> <p>111 自治体が長期間使用している貸付地（国民宿舎）については、自治体に売却できるようにすべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>修正するもの</p> <p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>国有林野の活用を推進するに当たっては、「市町村の森」についての制度のPRを含めて情報提供に取り組んでいるところですが、地方自治体の首長等の理解が一層深まるよう、さらに努めていく考えです。</p> <p>本計画を「農林業をはじめとした地元産業の振興等に必要な林野の売払いを推進するなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に、<u>地元自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組むものとする。</u>」と修正します。</p> <p>本計画では、林野の売払いについては「公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ」行うこととしており、ご意見にあるような事態を招くことがないように適切に取り組むこととしています。</p> <p>本計画では、「林野については、公益的機能の発揮」等との調整を図りつつ「<u>地域振興に寄与する国有林野の活用に、地元自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組む</u>」こととしており、具体的には、個々の国有林野の状況や法令の制限等を踏まえて検討することとなります。</p> <p>本計画では、土地の売払いについては「事業遂行上不可欠なものを除き、可能な限り売り払う」こととしており、貸付地を対象に検討することになると考えますが、具体的には、個々の土地の状況や法令の制限等を踏まえて検討することとなります。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>(2) 公衆の保健のための活用の推進 (7項目)</p>		
<p>112 遊歩道周辺の森林が風害や獣害を受けていることから、枯損木の撤去等を行うべきである。また、案内板を整備すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>「レクリエーションの森」については、巡視により遊歩道沿いの枯損木の有無を確認するとともに、必要に応じて危険物の除去を行うなど、利用者の安全が確保されるよう適切な管理に努めているところです。</p> <p>なお、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとするため、こうした遊歩道の整備や案内板の設置等を行うことが必要と考えており、今後、民間活力を活かした取組方策について様々なご意見をいただきながら幅広く検討していくこととしています。</p>
<p>113 「レクリエーションの森」の設定については、動植物の生育・生息を脅かすことのないよう、箇所や範囲に十分留意すべきである。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とすることとしており、「レクリエーションの森」の設定に当たっても同様の考え方にに基づき適切に進めているところです。</p>
<p>114 「レクリエーションの森」については、民間活力に任せることとして、国有林野を解放すべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、「国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供する」こととしていますが、その整備、活用の推進に当たっては「民間活力を活かした施設整備等の推進に努めていく」としており、「具体的な方策について様々な意見を得ながら、幅広い検討を行っていく」こととしていますので、ご意見については、この検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>115 民間活力を活かした施設整備等の推進は、際限ない開発につながることから、行うべきではない。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>「レクリエーションの森」における施設整備は、「国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら」行うこととしており、個々の「レクリエーションの森」ごとに国土の保全、自然環境及び風致の保全等に配慮して管理経営方針を定め、これに基づき適切に施設整備等を進めることとしています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>116 「レクリエーションの森」についての検討は即座に実施し、Plan、Do、Check、Actionのサイクルで検証すべきである。</p> <p>117 「レクリエーションの森」については、施設の拡充のみに偏らず、森林を歩くことの重要性を認識させるべきである。</p> <p>118 「レクリエーションの森」については、文化的施設の整備が必要である。」</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>ご意見は、今後の「レクリエーションの森」の整備等に関する検討に当たって参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見直しその他事業の運営に関する事項（21項目）</p> <p>(1) 管理経営の事業実施体制（16項目）</p> <p>119 表現ぶりが冗長であることから、「組織機構の再編整備」、「職員数の適正化」、「民間委託化の推進」の順に並べ替えた上で短くすべきである。</p> <p>120 国有林野事業のコスト、競争力を考えれば、広く民間の活用・導入を考えていくべきではないか。</p> <p>121 伐採、造林等の実施行為は、国有林野事業自らが行うべきである。</p> <p>122 「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」については、実施行為のみならず、管理全般について民間事業者等と協定を結び業務委託してはどうか。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>今後の検討課題等</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>事業実施体制に関する記述は、現行計画においては「ア 効率的な事業の実施」、「イ 簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営」、「ウ 必要かつ最小限の職員数による管理経営」としていたところですが、平成15年度までの着実な実施を踏まえて、この順序に即しつつ、ア、イ、ウの項目立てを廃して記述を短くしたところです。</p> <p>本計画では、「事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、できるだけ早い時期にそのすべてを民間事業者に委託して行う」として取り組んでいるところです。 なお、平成14年度現在では、伐採（素材生産）については事業量の98%、人工造林については83%、保育（下刈）については94%を民間に委託して実施しています。</p> <p>民間委託の推進については、行財政改革の方向等を踏まえ、国の業務は必要最小限のものに限定し可能な限り民間に委ねるとの考え方の下に、「国有林野事業の改革のための特別措置法」に基づき取り組んでいるところです。</p> <p>本計画では、「保全管理、森林計画」等は国の業務としており、今後とも国自ら行う考えですが、「森林と人との共生林」のうち「レクリエーションの森」については、今後、民間活力による施設整備の推進等について幅広い検討を行っていくこととしており、こうした施設が所在する国有林野の管理のあり方についても検討していく考えです。 なお、林産物の収穫・販売等の行為は国有財産の処分そのものであることから、「資源の循環利用林」の管理については慎重な検討を行う必要があると考えています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>123 造林、調査、伐採等の民間委託については、随意契約で行っている現状を改め、入札制とすべきである。</p> <p>124 民間委託については、広く門戸を開放すべきであるが、一方では大手が独占しないよう委託基準を設定すべきである。</p>	趣旨の一部を取り入れているもの	民間委託の推進に当たっては「(3)ウ 林業事業体の育成強化」において「請負事業を安定的・計画的に発注する長期協定システムや国有林材の安定的・計画的な販売を行う安定供給システムの適切な実施」に積極的に取り組むとしているなど、林業事業体の経営基盤の強化に資することも踏まえて取り組んでいます。これらの協定の相手方については公募とするなど競争原理の導入にも努めているところであり、今後は、公共事業の適正化等の動きも踏まえつつ、民間委託を効率的かつ適正に行うことができるよう取り組んでいくこととしています。
125 管理経営の事業実施体制についても、NPOを有効活用すべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画では、「伐採、造林等の実施行為は、できるだけ早い時期にそのすべてを民間事業者へ委託して行うもの」とし、具体的には、森林整備を適切に実行し得る能力、技術力及び安全管理体制等を審査して一定の要件を備えた林業事業体へ委託していることから、こうした審査基準を満たす組織であれば委託対象として取り扱うことは可能と考えています。
126 民間事業者への委託を安定的に進めるため、就労者に対して、林業の魅力について啓蒙する必要がある。	今後の検討課題等	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、一般的な林業就労者の確保対策等について記述することにはならないところです。
127 組織の再編や職員数の適正化に当たっては、国有林野において公益的機能の低下が起らないようにすべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画の「はじめに」において記述しているように、「管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進する」など、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところ」であり、今後とも公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を基本としつつ「引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進める」考えです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
128 森林管理署については恒久的組織として位置づけるとともに、組織の再編や適正な人員配置に当たっては、十分に地域との調整を図って進めるべきである。	趣旨を取り入れているもの	<p>国有林野事業の組織機構については、7森林管理局・98森林管理署等の体制を基本に、平成15年度末までに「再編整備を終えることとし、引き続き簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行う」こととしています。</p> <p>また、「6(3) 地域振興への寄与」において「地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地元自治体等の理解を得ながら進める必要のある国有林野事業の改革の過程においても十分な配慮が必要である」としているとおり、地域への配慮を行いつつ、組織機構の再編や職員数の適正化を進めているところです。</p>
129 組織の削減は止めるとともに、職員数は増加させるべきである。	今後の検討課題等	<p>開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進するためにも、国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営することができる簡素で効率的な体制を確立することが必要であり、「国有林野事業の改革のための特別措置法」等に基づき組織の再編、職員数の適正化を進めているところです。</p> <p>なお、組織機構については、7森林管理局・98森林管理署等の体制を基本に、平成15年度末までに「再編整備を終えることとし、引き続き簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行う」こととしています。</p>
130 組織機構の再編後においても、地域への十分な配慮を行いながら管理経営を行うべきであり、「 <u>地域へ十分な配慮を行いながら、引き続き簡素かつ効率的な組織の下で</u> 」と修文すべきである。	趣旨を取り入れているもの	<p>「6(3) 地域振興への寄与」において「地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地元自治体等の理解を得ながら進める必要のある国有林野事業の改革の過程においても十分な配慮が必要である」としているとおり、組織機構の再編後においても、地域への配慮を行いつつ、適切な管理経営を進めることとしています。</p>
131 本計画の計画期間は平成16年度からであり、組織機構の再編整備について「15年度末までに」との表現は不適切ではないか。	趣旨の一部を取り入れているもの	<p>本計画の計画期間である平成16年4月1日以降の国有林野事業の組織機構は、「15年度末までに」実施される再編整備の結果として形づくられることから、このように記述しているものです。</p>
132 森林官の役割や使命を明確にし、実践的な現場業務ができるよう、業務の洗い直しをすべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	<p>本計画では、「現場における適切な森林保全管理を推進することに対応した効率的な実施体制を整備する」としていること等を踏まえ、現場業務における事務の改善合理化にもさらに取り組むこととしていく考えです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
133 職員数の適正化について、「本人の意に反して退職させないとの考え方」は、国民の理解と協力を得るには不適切であり、削除するか、説明責任が持てる記述とすべきである。	今後の検討課題等	職員数の適正化については、国有林野事業の改革関連法案に関する国会での審議を踏まえ、平成10年11月13日付けの閣議決定「国有林野事業に係る職員数の適正化について」に即して、本人の意に反して退職させないとの考え方の下で推進することとしています。
134 職員が退職して民間林業事業体に再就職した場合、それを支援する体制が必要である。	今後の検討課題等	退職した職員の再就職後について、特段の支援策を講じる考えはありません。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
(2) 長期的な収支の見通し (1項目)		
135 国有林野事業の収支については、国益や公共面での利益をも合算したバランスシートとすべきである。	趣旨の一部を取り入れているもの	国有林野事業の収支には、国有林野の有する公益的機能を金銭換算したもの等は含まれていませんが、「1 (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」において「公益林の保全管理等に必要な経費の一般会計からの繰入を行う」としているとおり、公益的機能の発揮という面において国有林野事業が果たしている役割等を踏まえつつ、一般会計からの繰入が行われています。
別紙 (1項目)		
136 収穫量については、計画に示されている量の1.5倍程度の1千万m ³ /年度を目標とすべきである。	今後の検討課題等	本計画に示した数値は「森林・林業基本計画」における森林整備推進の考え方を踏まえたものであり、「3 (1) 林産物の供給」に示した「計画的・安定的な木材の供給」を確保する観点からも妥当と見込んだものです。
(3) その他事業運営に関する事項 (3項目)		
137 給与支払いの自動振込化を推進すべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「ア 事務の改善合理化」の「効率化、コスト削減、事務処理の迅速化」の一環として、給与支払いの自動振込化にも取り組んでいるところです。
138 官民一体となって、労働災害の防止に努めるべきである。	趣旨を取り入れているもの	労働災害の防止は国有林野事業においても極めて重要な課題であり、「イ 労働安全衛生の確保」及び「ウ 林業事業体の育成強化」に記述したとおりに、自ら労働災害の防止に取り組むとともに、請負事業等に従事する民間事業体にも指導を行っているところです。
139 安全衛生対策は重要であるが、実践的な対策とすべきである。	趣旨を取り入れているもの	本計画では、「イ 労働安全衛生の確保」において「現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進」を図ることとしています。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項（9項目）</p> <p>(1) 人材の育成（4項目）</p> <p>140 林業だけではなく、森林の文化的機能や保健休養機能等、公益的機能にも熟知した人材の育成を図るべきである。</p> <p>141 人材育成に当たっては、基本的な自然環境保全の知識を基礎として、現場主義による技術重視の研修や教育を行うべきである。</p> <p>142 人材育成については、総合的に森林や自然を把握できる人材を育成すべきである。</p> <p>143 森林管理署等の職員について、2年程度で人事異動するのはいかがなものか。極端な話、採用から退職まで転勤しないことにはならないか。</p>	<p>趣旨を取り入れているもの</p> <p>今後の検討課題等</p>	<p>本計画では、「開かれた「国民の森林」に向けた新たな課題も念頭に置きつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養う」としており、林業のみならず森林全般に係る知識を身につけた技術者の養成を進めていくこととしています。</p> <p>定期的な人事異動は、職員としての幅広い視野や知識、経験、能力等を身につけた人材を育成するという観点等から必要であると考えています。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>(2) 林業技術の開発普及 (3項目)</p> <p>144 林業技術の開発普及における外部機関との連携や協力について、連携する相手方や協力の内容等をより具体的に記述すべきである。</p> <p>145 林業就業者の高齢化が進む中で、古い技術を学び取り、新しい林業技術を開発することは急務である。また、公益的機能発揮のための技術開発も行うべきである。</p> <p>146 育林から伐出までの低コスト施業の確立と利用間伐の推進に関して、国有林野事業が先導的役割を担うとともに、施業モデル林の設定等により普及に努めるべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>趣旨を取り入れているもの</p>	<p>本計画では、林業技術の開発や普及に関する基本的な事項を示すこととしており、実態等に即して行う多様な連携や協力の内容、相手方等について、具体的に記述することにはならないところです。</p> <p>林業技術の開発普及については「国有林野事業における技術開発基本目標に基づき、産学官の連携の下に」推進することとしており、公益的機能の維持増進を旨とする国有林野の管理経営と一体となった技術開発の推進に努めています。</p> <p>国有林野事業において取り組んでいる多様な技術開発について具体的に列記することにはなりません。効率的な施業技術や利用間伐についても取り組んでいるところであり、その成果については、本計画に示しているとおおり「普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」こととしています。</p> <p>また、「1 (2) 森林の流域管理システムの下での管理経営」において、「地域のニーズに対応した技術開発や研修に必要なフィールド」の提供や「施業モデル林の設定等」にも努めることとしています。</p>
<p>(3) 地域振興への寄与 (0項目)</p>		
<p>(4) 労使協力の推進 (2項目)</p> <p>147 労使の問題を本計画に記述すべきではない。</p> <p>148 労働組合は、待遇の改善だけでなく、22世紀を目標とした環境にも配慮する組合であって欲しい。</p>	<p>今後の検討課題等</p> <p>今後の検討課題等</p>	<p>本計画に示しているとおおり、「国有林野事業の改革を実現する上で労働組合の理解と協力は極めて重要である」と考えています。</p> <p>労働組合は独立した存在であり、本計画において、そのあり方等について記述することにはならないところです。</p>

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>その他全体に係るもの等 (9項目)</p>		
<p>149 本計画は全体的に具体性、タイムスケジュール及び定量的計画の記述が欠けており、これらを明示すべきである。</p>	趣旨を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、個々の国有林野の取扱い、伐採や森林の整備・保全に関する数量等については、流域ごとに策定する国有林野施業実施計画等において定め、公表することとしています。
<p>150 全体に、「・・・こととする」、「・・・ものとする」といった国民の親近感を阻害する冷たさを感じる表現が頻出しており、これらは「・・・する」とすべきである。</p>	趣旨の一部を取り入れているもの	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、今後、これに即して流域ごとに地域管理経営計画等を定めることになっていることから、「・・・こととする」、「・・・ものとする」との表現を多く用いているところです。
<p>151 公益的機能の維持増進を図るため国有保安林について拡大すべきである。</p>	趣旨の一部を取り入れているもの	現在、保安林整備計画に基づき、国有林野を中心に保安林の拡大が図られているところですが、保安林の指定は、森林法に基づき現地の状況等を踏まえて必要な目的を達成するために行うものであり、国有林野の管理経営の方針に基づいて行うものではないことから、本計画において記述することにはならないと考えています。
<p>152 「観光」の視点から国有林野をとらえた内容を大幅に取り込むべきである。</p>	趣旨の一部を取り入れているもの	「4(1) 国有林野の活用の適切な推進」、「4(2) 公衆の保健のための活用の推進」及び「6(3) 地域振興への寄与」において、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めるとの枠組の中で、観光を含めた地域振興への寄与という視点を踏まえた考え方を示しています。
<p>153 木材価格の低迷等から放置される森林が増加している現況を踏まえ、水源かん養機能等の高度発揮が期待される民有林について環境保全の観点から国有化すべきである。</p>	今後の検討課題等	放置森林の増加は重要な問題であると認識していますが、現在のところ、この問題の解決策として民有林の買入れ等を行うことは考えていないところです。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>154 「林業の再生+環境へのプラス」によって民間からの投資を引き出す「緑の再生プログラム」に官民一体で取り組むべきである。</p> <p>155 都道府県の地域材利用のための財政措置として1,000億円程度を投入し、林業を「業」として機能させるべきである。</p> <p>156 民有林については、税金はわかりやすく納税しやすい仕組みとすべきである。</p> <p>157 林業事業者の高性能機械導入への支援を本計画に明記していただきたい。本計画になじまないものであれば、林業政策として補助制度の拡充の検討をお願いします。</p>	<p>今後の検討課題等</p>	<p>本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、一般行政施策に関する事項について記述することにはならないところです。</p>